

○林委員長 次に、新たに当委員会に送付された陳情、送付7-12、（発言する者あり）いいよね、ごめんなさい。やっています。〇〇〇〇〇〇〇の操業停止を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略いたします。また、本陳情の件名に含まれております法人名は伏して、便宜上、Xとして審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、所在地も含めて、法人が特定されないよう、委員の方、くれぐれも、皆さん、職員、理事者の方もご留意ください。

それでは、本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいたします。

○山崎環境政策課長 この陳情を前提としまして、どこの工場かですとか、特定のほうはできませんので、この陳情の事案と思われるよく似ている工場への苦情相談というものが、環境政策課のほうに来ておりますので、それについて、資料に沿って、ご説明させていただければというふうに思います。

本件の概要、まずは、としましては、2023年11月に、近隣住民から、X工場の木材加工施設から発生する臭いと煙で気分が悪くなったとの苦情相談がありました。これを受け、区は、現場確認を行うとともに、当該施設に対して、違法状態の是正のため、指導を行ってまいりました。当該工場に対する区の指導としましては、12月に、同年12月に、当該施設が工場に該当する設備を有することを確認できたことから、認可を申請するように指導を始めました。また、当初の苦情の原因である煙の発生する設備の運転の中止ですとか、あと、2024年3月に、区外工場に移転のほうを指導しましたと。その後も違法状態の是正の指導を続け、本年3月4日に当該工場から工場認可申請書が提出され、3月17日に認可をいたしました。

まず、ここでいう工場についても、簡単にご説明させていただきたいと思います。資料3-3のしおりをご覧ください。

東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、いわゆる、環境確保条例の第2条第7号に基づく工場施設ということになります。

1枚目の下段のほうを見ていただければと思うんですけど、定格出力の合計が2.2キロワット以上の電動機を使用する物品の製造、加工、または作業を常時行う工場であること、また、その下の2番のところですね、定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の電動機を使用する物品の製造、加工、または作業で、次に挙げるものを常時行う工場であることと。こちらの（1）から順に例が挙がっております。千代田区ですと、印刷ですとか製本の工場が多くございます。そのほかとしましては、ドライクリーニングなどがそれに当たります。

また、資料の3-1のほうに戻っていただきまして、当該工場からの排気ですとか、廃液等の状況につきまして、ご説明します。住民から連絡があった際に、区の担当者が現場確認をいたしました。その際に、臭気等について、特段の異常は認められなかったと。最初だけではなく、何度もお伺いしております。また、その後、工場側において行った臭気測定ですとか、有害ガス等の測定、その結果により、臭気等の排出基準を満たしていることを確認しております。そして、当該工場内で発生した廃棄物は、廃液も含め、産業廃

棄物処理をしていることを、産廃業者との契約書などで確認しました。また、換気設備についても、フィルターなどの設置により、排出基準を満たす設備であることを確認しています。

区としては、これまでの排気に関する現場調査及び測定結果、また、ほかの方からの苦情の申出等がないということにより、苦情を申し出ていらっしゃる住民の方の健康被害と当該工場との因果関係が明らかではないということから、東京都にも確認などし、また、環境確保条例の逐条解説や通知などに基つきまして、改善命令等は適切な措置ではないと判断しております。そして、工場への違法状態の是正の指導を行ってきたところでございます。

資料3-2のほうをご覧くださいと思います。こちらのほうに、通知と逐条解説を載せております。通知のほうとしましては、改善命令等というところで、（イ）の2行目の後ろのところからですかね、「認可を受けずに工場を設置している」に該当する者がある場合においても、その工場が、規制基準その他の遵守事項に違反しないとき、又は違反している場合であっても、一部の是正により、違法状態を回避するものであるときは、直ちに同条に定める命令等の処分を行うものではなく、必要な認可を受けることの指導を行い」となっております。その下の逐条解説、こちらも、趣旨のところのアンダーラインを引いているところですかね、4行目、「認可の取消しや移転命令等は、きわめて厳しい措置であることから、単に形式違反だけを理由に本条を適用するのではなく、現に著しい公害を発生させ、人の健康等に障害を及ぼしていることが要件になる」と。2ページ目のところに、移転ですとか操業停止のことも書いてございますが、同様のことが書いてありますというところでございます。

最後に、情報公開請求についてでございます。マスキングしてある非開示とした理由としましては、これは、法人役員名などを公にするものではなく、特定の個人を識別され得るものであったため、情報公開条例に基づき、非公開としたところでございます。

ご説明は以上です。

○林委員長 はい。ということで、なかなかX工場になるんですけども、予算委員会、別の委員会でちょっと似たような事案もありましたけれども、工場の建物名を明らかにしないような形で、どうぞ、質疑。

○岩田委員 これ、一番最初は、2023年11月に、住民の方が区に対してクレームを入れたということなんですよ。そして、12月には区が指導してくれたって。次の月には、素早く指導してくれたということなんですけど、今年の3月4日に申請書をその会社が出して、3月17日に認可された。じゃあ、この1年以上の間、何をやってたんだという話なんですよ。この間、ずっと無認可じゃないですか。それを区は認めていたのかという話になるんですよ。それは、公害云々もさることながら、これをずっと何もしなかったということなんですよ。一応、指導はしましたよ。でも、結局、その会社のほうが何も対応しなければ、やっていないのと同じことですよ。ずっと無認可のまま、それを放置していたのと同じことなんですけど、何をやってたんでしょう。

これ、実際に、私も窓口に行って、女性の担当者が、もう何というんですかね、被害に遭われた方といろいろ話をしているんですけども、その方は、もう普通、ふだんも何か後遺症みたいな感じで、吐き気を催したりとか、病院に行ったり、別の男性の方は何か結構

重症な状態でというような話まで聞いているんです。でも、その担当者も、木で鼻をくくするような、そういう対応だったんですよ。いや、私はやっていますけどみたいな、それが何かみたいな、そんな感じなんです、1年以上も放っておいて。そういうことをしたわけだ、その女性の担当者は。

じゃあ、この1年間の間、何をやっていたんですかという話なんですよ。まず、この無認可に対して、悪臭はその後やりますけど、まず、無認可に対して、お答えください。

○山崎環境政策課長 これまでの間、1年以上、時間がたってしまったというところなんですけど、我々としては、この工場に該当するということが、相手の聞き取り調査とか、現場確認することによって分かったと。なので、すぐにでも是正させるために、まずは、機械の出力ですとか、そういったものを含めて、どういった設備があるのかとか、あとは、化学物質として、インクのところで何が入っているのか、添加物も含めて。そういったところをしっかりと調べて提出させて、それに必要な測定をさせてというところを、しっかり、きっちりと指導してきました。

ただ、当該工場のほうが、それこそ、そうですね、すぐにでも、その部分を調べて提出いただければ、このような1年以上もかかるようなものではなかったかというふうに思っておりますが、うちとしては、無認可工場に対する指導をしっかりと適切に行ってきたというところがございます。

○岩田委員 1年以上放置しておいて、適正だとおっしゃるわけですか。その間に、住民の方は、吐き気だけじゃなくて、めまいを起こしたり、役所の窓口に行った当日も、病院に駆け込みました。それでも、その女性の職員は、木で鼻をくくったような対応でした。ひどい対応でした。冷たい対応で、やっていますけどみたいな。目の前で女性がもう膝から崩れ落ちるような椅子にもう座ってられないような状況だったのに、そういうような対応でした。

それもひどい話ですけども、1年以上、ずっと放置していたというのが、それが適切とはとても言い切れませんが、そこは、どういうふうに考えているのか、もう一度、答弁お願いします。

○山崎環境政策課長 すみません。どうしてこれだけ時間がかかったかという理由をもう一度お話ししますが、何、どんな化学物質を使っているのか、要するに、健康被害等との因果関係というお話もありますが、まずは、そこで何を使っているのか、そういったところ、添加物も含めて、主成分ではなく、そういったのも含めて、しっかりと調べなければいけません。なので、その部分を先方の会社さんのほうに求めていましたが、なかなかそれが出てこなかったと。すぐ出していただいて、すぐに行動に移していただければ、我々としてもすぐに対応ができるというところがございます。

○岩田委員 そういう丁寧なご説明が当日あればまだしも、その女性の職員は、いや、やっています、やっていますと、指導しています、していますと。その一点張りで、全くもう取り繕う島もないし、本当にひどい対応で、一緒に行った弁護士もびびくりしていました。なんてひどいんだろう、千代田区はって。もうそういうありさまだったわけですよ。これは本当にひどいですよ。そして、1年もやっぱり放っておいたことに対しては、この被害者の方に謝罪をするべきだと思いますし、それにしても、1か月後なのか、11月何日なのか、ちょっと分かりませんが、住民の方が区にクレームを入れてから1か月以内

には指導しているわけですよ、その会社に対して。だったら、ある程度、何かしら把握したから指導したんじゃないんですか。でも、それから、一年以上たって、相手に申請書を出させて認可しましたって、その間の無認可の状態をつくり出したというのが問題だと思うんですよ。その間に、例えば、さらに指導を何度かやったのか、そういうことはしたんでしょうか。お答えください。

○山崎環境政策課長 まず最初に、煙が出ていると。その煙によって、具合が悪くなっているという主張でした。その煙を出している機械というものは、11月最初に現場に行って、その後確認をして、12月までの間にレーザープリンターみたいな機械が——（「それはあんまり言わないほうが」と呼ぶ者あり）が原因だというふうに分かったことから、その部分について、先方のほうに指導して、その部分については、ほかの施設に移転するという形で対応ができた。それで、一旦、苦情のほうも、了解しましたというところで収まったりもしております。ただ、その後も、また再発などもしておりますので、これまでの間、10回以上——あ、10回ですね、延べ10回は現場のほうも行ってあります。人数に直せば、26人ぐらい行ってありますし、メールですとか——あ、現場確認で11回行ってありますね。延べでいうと、29名で行ってあります。窓口対応も含め、メールですと、記録によりますと、31回やり取りをしていると。電話もその都度対応しているというところで、苦情対応についても、その都度、我々としては、できることを行っているというところです。

○林委員長 ちょっと岩田委員は精通されているみたいですけど、ほかの委員、私を含めてなんで、区役所にちょっと臭いがすると、煙がすると相談されたのはお一方だけですか。千代田区だと、結構、人口密集地ですから、何か煙とかが来ると、普通、近隣の人もみんな、いや、うちもという形でなると思うんですけども、そこは相談された方も、難しいな、たとえ話にならなくなってきましたけれども。

○山崎環境政策課長 冒頭で少しご説明しましたが、健康被害として、明確か、明確じゃないかというところでは、要するに、その工場が発生源としてなるかどうかというところは、本当にほかの方からも話が来ているかどうかというところも考えておまして、今回のこの工場に関する周辺からの苦情というのは、その方1件だけでございます。

○林委員長 1件だけだったんだ。なるほど。

それは、周りの方は、煙とか、よくクリーニング屋さんとかだと、白い煙が出て、何か毎回もくもく来ているんだけどと言って、聞いてみたら、ただの湯気だったみたいな形の落ち着くのもあったりするんですけど、全然、臭いとか煙とかのご相談は、とにかく、じゃあ、お一方だけだったと。だから、ちょっと風向きなのか、隣の部屋とかになってくると、ちょっとリアルになり過ぎますけど、そんな形だったんですね。

ごめんなさい、岩田委員。

○岩田委員 当該この被害者の方は、煙というか、溶剤のような臭い……

○林委員長 臭いのほうね。

○岩田委員 溶剤のような。で、吐き気がすると、そういうようなお話でした。しかも、これ、あんまりちょっと言うと、あ、でも、大丈夫か。学校のすぐ近くなんですよ。

○林委員長 うん。千代田区は学校がいっぱいありますんで。

○岩田委員 学校の近くなんですよ。小中とかもいろいろありますけども、学校の近くです。

私、その現場もちょっと行ってみまして、そしたら、親御さんに聞いたら、子どもがやっぱり何か変な臭いするねって。でも、どんな臭いといっても、やっぱり子どもだから、分からないんですよ。煙なのか、溶剤なのかって。溶剤といっても、多分、子どもは分からないと思うんですけど、変な臭いするねというような話までは聞きました。ただ、その臭いなのかどうかは分かりません。

そういう機械からその臭いが出ていたというのが分かったとおっしゃっていましたが、分かったのはいつなんでしょう。

○山崎環境政策課長 最初は、煙というところで苦情になっていました、煙と臭いですね。その煙の発生しているのがこの機械だと分かったのが、その当初の、もう2023年の11月、現場に行ったときに分かっております。その後、一旦、それで、その機械を移転したことによって、煙が出なくなったと。その後、しばらくしてから、また再発、臭いがしてというところで、また苦情が出てきました。というところですよ。

もっと言えば、そのときも現場のほうに区の職員は行っております。その際に、あまり、その部分は陳情に書いていないので、深入りしないほうがいいのかと思って、なので、この辺にしておきます。

○岩田委員 現地に11回って、結構行ったり、電話とかメールとかというんですけど、じゃあ、正式文書として、その業者に対して指導をしたのは何回でしょう。

○山崎環境政策課長 これまでの間、それこそ、指導は口頭で行ってきたんですが、全く向こうも何もしなかったわけではなく、反応もしていたんですが、1年以上時間がたったというところもあり、その後、正式といいますか、指導書という形で、書面で2回ほど送らせていただいております。

○岩田委員 ということは、1回目が23年の12月、その次は、いつでしょう。23年の12月に区が指導したんですよね。で、これが1回目の正式文書なのか。その正式文書はいつといつなのか。

○山崎環境政策課長 12月というか、当初から行っていた指導は、口頭で行っております。その後、指導書という形で文書でお送りしたのは、今年の1月23日付で、あとは、今年の2月28日付でございます。

○岩田委員 この会社が悪徳かどうかは知りませんが、もう最初から確信的にやっているんだしたら、口頭とかメールで言われたんじゃ、放っておきますよ、文書で来て、初めて、あ、これはまずいんじゃないかなって、やりますよ。それが今年に入ってって、いや、これはいかんですよ。やっぱり、ずっと放っておいたと言われてもしょうがないです、これは。

何といっても、その間も、結局は、何か一旦収まったとか言いながらも、無認可の状態はずっと続いてたわけですから、その無認可の状態を続けて放置させていたという責任はあると思いますが、そこをどういうふうにお考えでしょうか。

○山崎環境政策課長 すみません。これまで工場側も何もしていなかったみたいなことではなく、先ほどから申し上げている煙の出る機械を移転したり、あとは、有害ガスの測定、その物質を調べて、実際に測定を実施したり、臭気測定をしたり、その際の結果としては、いずれも、この条例でいうところの基準を満たしていたというところがございますので、そのようにやるべきことをこれまでの間もやっていたと。ただ、それでも時間がかかった

云々というお話はあるのかもしれませんが、これまで向こうも何も反応しなかったわけではなく、我々も指導した効果がなかったわけでもないというところでございます。

以上です。

○林委員長 どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 仕組みが十分分からない中で、こういった住宅地での新たな苦しみというか、苦しい方にとっては、本当に化学物質過敏症みたいなものもありますからね。人によっては差があることなので、こういうことにどう対応すべきことなのかというのが、今、私も分からないまま聞きますが、有害ガスの測定について、事業者さんのほうじゃなくて、第三者的に測定をするということはできないものなんでしょうか。自己診断じゃなくて、行政のほうがどういうことなのかというのを測定するということはできないものなんでしょうか。

○山崎環境政策課長 そうですね。基準を、排気等の問題があるというふうに明確に分かる場合ですとか、あくまでも条例の定めている内容でしたら、やろうと思えばできますが、求められているものが、今おっしゃっていただいた化学物質過敏症みたいなものであれば、それは、我々のほうではなかなか専門的過ぎて、環境確保条例の範囲からちょっと逸脱しているようなところもありますので、なかなか難しいかなというところですよ。

○川又ゼロカーボン推進技監 補足で。

私も、若い頃に大阪府に出向して、そういう有害大気汚染物質の条例の関係の担当とかもしていたときがあります。それで、基本的に、こういう公害のものというのは、第三者というか、基本的にこういう物質って、なかなかそれぞれの工場が自分でできるところではない。特に、中小企業なんて、そういったことができる専門的なところはないので、基本的には測定会社があって、測定会社に委託をして、やってもらう。測定会社もちゃんと資格を持ったところということ、証明書がないとできないので、そういったところに委託をして、ある意味、客観的な測定結果として、工場側がそれを自分たちが保持して、自治体が立入検査という形で定期的に立ち入って、それがきちり基準と適合しているかどうか確認すると。そういう形で運用されているというものでございます。

○小枝委員 なるほど。ありがとうございます。

そういった大阪の場合は、もしかすると、そうした商業のまちだから進んでいるのかもしれないけれども、千代田区においては、恐らく大変だったと思うんですね。苦情が来たときに、どうしようかといったときに、先行的な事例がなかったりとか、物質測定を仕掛けるような予算や仕組みがなかったりとか、そういうことも、いや、あるのかなって、ごめんなさい、勝手な想像ですけども、以前に、千代田区が施設を造ったときに、どこでしたっけね、岩本町か何かの高齢者施設を造ったときに、壁についているものがトルエンか何か、それこそ、そういうものが発生して、ありましたよね。それで、入居を何か月か遅らせて、今後は、そういうルールをつくって、そうしたことがないようになんていう。つまり、事があってからではいけないし、よくないんだけど、ただ、この事例というのも、もしかすると、こういう過密都市型、新たなこの状態が発生している可能性もあるんじゃないかと。これは全くざっくりとした想像ですけども、そして、それは確かに個人差があるんですよ、個人差が。でも、非常に過敏な人がいるからといって、それはその人のせいにはできないわけで、苦しみのこのコップの容量がもういっぱいになっている人にとっては、もう髪の毛の、何というんですか、臭いのあれでも、もう倒れるというくら

い、もう都会は過敏になっている状態もあるので、この外部発注測定を即座にやれるような体制が千代田区としてあればいいのかなという。これは、時間は戻せないけれども、そういうところの、寄り添うに当たっての制度的不備がなかったかということ、不備というか、まだ千代田区に整っていない制度があるということはどうですかね。

○林委員長 そもそも、何かあれですよ、技監が言われたのは、企業側が委託して、自分の責任とお金で、それで証明をかけて、工場登録をします。大阪、維新の大阪なのかどうかあれですけど、（発言する者あり）自治体が臭いまで取りに行ったり、化学物質を取りに行ったら、これ、大変な話になってしまうんで、そこがすぐ紹介できるようなものがあればいいのかな、窓口で相談に来たときに、こういうところに相談してくださいとか。

あとは、ちょっと中身まではあれですけど、工場って、そんなに千代田区は入ってくるんですか。いや、午前中のあれ——あ、午後か、午後一の、家賃が高いところにわざわざ工場って、なかなか、はやおさんには大変失礼ですけども、道路を越えるだけで家賃が違うというエリアもあったりするんで、区境のところとか、わざわざ千代田区に工場がというのもちょっとですし、あとは、階数もありますよね。1階とかで目立つところだったらあれですけど、上のちょっと地上より上だとしたら、なかなか目も触れないし、たまたま臭いの、落ちてくる臭いというか、何かいろんなもろもろ条件も入ってくると思うんですけども、なかなか陳情を回されても、これ、1社のことで是正というのは、やっぱり議会のほうで、あんまりこれもふさわしくなくて、制度として不十分な点が、例えば、窓口対応のときに、どういう行為ができるのかとか、紹介、あっせんができるのかとかというんだったらいいんですけど、この会社を悪いから、とちめてやれというのは、これは行政とかのもうちょっと違う警察とか、東京都のほうの取締りの条例を持っているところになってくるのかと。無許可なところは、すぐ、だから、都に通報し——都の条例ですよ、区じゃなくて。だから、都に通報して、これ、無許可ですとやらなくちゃいけないのか、区のほうでそこまでやらなくちゃいけないのかというのも、ちょっとなかなかここまでのやり取り聞いていても、最後、どうやって、これ、ちょっと難しいあれなんですけども。

岩田委員。

○岩田委員 この方は、まず、自腹で検査をして、そういう物質が出ているというのを証明されています。それをもって、会社に行ったけども、全然相手にもしてもらえなかったと。

○林委員長 なるほど。

○岩田委員 そういうのもあります。

当該場所はそんな上じゃなくて、下のほうです。

○林委員長 地べたじゃないけれども。

○岩田委員 地べた。

○林委員長 地べた。1階なんだ。

○岩田委員 大丈夫かな。ここも含めて、どこまで言っているんだ。大丈夫ですかね、階数ぐらいなら、大丈夫ですかね。

○林委員長 分からない。どこまで言っているの、これ。

○岩田委員 階数なら大丈夫。

○林委員長 山崎さん、どこまで、これ、階数は言っちゃまずいんだよね、特定になっち

やうんですよね。地べたから多少のフロア……

○岩田委員 から。何階分か。

○林委員長 見えるぐらいですよ。

○岩田委員 はい。

○林委員長 だから、見えないところじゃなくて……

○岩田委員 そうです。見えるところ、雑居ビルというか、そのビルの中を借りて、操業していると。操業しているその中身が工場に当てはまるかといったら、当てはまるということで、工場というふうに言っています。

僕は、先ほど質問したのは、臭いのこともさることながら、無認可のことを言っているんですよ。だから、結局、分かったときから、一応、言っているとは言いながら、いろいろ指導しているとは言いながらも、結局、無認可の状態が続いていて、その間に、指導だけじゃなくて、もっと強い強制力を持ったものとか、そういうやり方があるんじゃないんですかという話なんですよ。ずっとこの1年以上もほったらかし、まあ、ほったらかしではなかったとは言いながらも、結局は効果が出なかったんだから、そういうやり方があったんじゃないのか。せめて、この被害者に対しては、区としては、おわびをするべきじゃないんですかということですよ。

○林委員長 ちょっと整理に入った、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、東京都条例で、区は、そこまで指導なりってしなくてはいけないんですか。東京都に通報して、東京都さん、やってくださいなとやらないで、区がやらなくちゃいけない。じゃあ、ちょっと大変だね。区がやらなくちゃいけないんだ。

○山崎環境政策課長 東京都の条例ですが、事務処理等は区のほうで行わなければならないということですよ。なので、先ほど3-2の資料のほうになってきます。そこで、東京都の考え、この条例の考えというところでいいますと……

○林委員長 知事じゃねえんだ。

○山崎環境政策課長 はい。改善命令、先ほど言っている命令ですとか、停止命令、そういったものを行う場合においては、ただ単に、規制基準、その他の遵守に違反しているというだけでは駄目ですよ。または、人の健康等の障害を及ぼしているという、そういう因果関係が明確かどうかということも十分に判断をしなければいけないということで、東京都とも、この件について相談をしたところ、命令等を行うには値しないと。それは適切な措置ではないというようなご意見も頂いて、我々としても、そのように判断をしているということですよ。

○林委員長 なるほど。困ったからって、東京都さん、あと、お願いしますというわけにもいかないわけですよ、事案で。なるほど。

○岩田委員 そうですか。

とはいえ、被害者からしてみたら、1年以上もずっと悪臭が一時期は止まったとはいいながらも、また出てきてという、そういう状態が1年以上ですよ、ずっとある中で、区としては、行政指導だったら、その後の行政処分とか、そういうのも考えられると。そういう期待をしながらも、ただ、2回、正式文書を出しただけということ、ちょっと残念でならないですよ。もっとやっぱり迅速に対応して、何ととっても、無認可の状態だったわけですから。そこは、やっぱり責任はあると思いますよ。にもかかわらず、それを放置して

いたというふうに言わざるを得ないと思いますので、今後、そういうところのないようにしていただきたい。これは、もう既に認可は取ったようです、3月17日に。3月4日に申請書を出させて、3月17日に認可を取ったようですが、これから未来に向けてというよりも、過去のところでも、こういう不手際があったわけですから、こういうことを今後改善していただきたいと思いますが。

○山崎環境政策課長 多少、繰り返しにもなりますけど、これまでしっかり指導をしてきて、その都度、向こうも遅いながらもしっかり反応をさせてきた。やるべきことを着実に進めてきた。その歩みの速度に関しては、ご意見があるかもしれませんが、我々としては、適切な指導をしてきたというふうに考えております。

また、この条例解説等もありますけど、無認可の状態というのが一番違法状態なわけですから、その是正させて、条例の網をしっかりとかけるところも早急にやらなきゃいけないというところもあり、まずは、命令等ではなく、しっかりと認可申請を出させるような指導をこれまで行ってきたというところで、最終的に3月4日に申請をさせるまで至ったというところでございます。

○林委員長 そんなところですかね。無認可状態というのを把握するには、なかなか難しいですね。どこで潜ってやっているのかどうか。どうしましょうか。

○岩田委員 でも、分かってから1年以上ですからね。

○林委員長 東京都と、そこはやり取りの中で、東京都と相談しながらやらないと、強制的なものがなかなか、仕事は任されているとはいえ、条例解釈は東京都という、やっぱり東京都って強いんですね。

そんな形なんで、どうしましょうか。やり取りの中で、ちょっと女性のというのはいいのか、窓口、お一人対応だったんですかね。2人対応。いやいや、管理職の皆さんは、副区長の依命通達で、我々区議会議員に会うときは複数対応とやっているじゃないですか。こういう難しい事案のときというのは、窓口で複数対応して、客観性を持たせた形で、いや、態度とかなんとかと言われても、それは人の受け手も出てくると思うんで、窓口対応を、別に依命通達なしで、こういうのこそ複数対応したほうが、お互いもそうですし、目も耳もそれぞれ倍になるんで、気持ちも吸い取ったり、困ったことも聞きやすいのかなというので、人がいないんだったら、人がいないんでしょうけど、そういうぐらいで、あとは、東京都とちょっと連携を取ってくださいますか、多分、制度的には、お一人だったんですか、窓口対応。

○岩田委員 帰っちゃいましたね、ちょうど、5時ちょうど。

○林委員長 いや、そういうあれは困るんですけど、窓口で本当に対応で、管理職が立会いというのは難しいでしょうけれども、女性の――いた。

○岩田委員 呼んだんです、僕が。

○林委員長 いやいや。そういうあれじゃなくて、初期段階から、一応、相談に、もし、こういう臭いとかなんとかで来たときには、対応できるような体制に努めることぐらいのまとめぐらいしか、あんまり個人攻撃するわけでもなく、難しいと思うんですね。お仕事も専属じゃないんですね、こちらのその方も。専属で臭い担当専属じゃなくて、ほかのお仕事もたくさんある中でです、当然のことながら、小さい役所ですから。そうすると、やっぱり、それでもどこかでうまく人数のフォーメーションを組んで、やっていく

というところをまとめないと、山崎さんが来るといったって、そんなに——あ、言っちゃいけない、課長が行くといったって、全部行けるわけじゃないんで。仕組みとして、何かそういう風土を努めてもらえれば。区議会ばかり冷たくてねという、区民の方にちょっと優しく。お互いのためになると思うんですよ。職員のためでもあるし、区民の方でもあるんで、そんなまとめ方ですかね。（発言する者あり）

あとは、周知は、もう、これ、しょうがないですもんね。ほかの方、行けるかなと思って、ほかの方からも何かあれば、もうちょっと周知、こういう事案があったら、何かお気づきの点があれば、区役所にお知らせくださいと行けるのかなと思ったら、全然、お一方からだったということだったんで、なかなか周知って、お一方が言われたからやると、何か逆、商売妨害みたいな形になったりもしたり、あんまり客観性もないんで、窓口対応でまとめますかね。

○岩田委員 委員長、当日は——ごめんなさい。

○林委員長 どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 当日は来られなかったですけども、別の男性の方も、本当は具合が悪くて、でも、当日来られなかったんですよ。だから、その女性の方と男性の方もいらして、具合が悪いというふうにおっしゃっていたんです。なので、1人ではない。

○林委員長 ですので、区民の方が、臭いですとか煙で、これ、ちょっと調子が悪くなったとって、公害課担当のところに来た際に、相對する区の職員が複数人対応ができるように、組織内の工夫を、やれというわけにもいかないし、数、そんなに職員の数いっぱいいるわけじゃないんで、お互いが傷つかないような形で対応を求めるところと、あとは、東京都条例に対して、適時適切に指導を行うように改めて申し入れるとか、2点ぐらいで、それ以上になると、ちょっと会社側で。いいですか、そんな形で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。じゃあ、改めてですけど、いいですかね。職員の複数体制と東京都条例をしっかりと遵守して取り組んで、連携も、せっかく都から来ていただいている方もいるんで、やってください。（「ちょっとスピーディーとか何か……」と呼ぶ者あり）

スピーディーに。そうですね。もう一点が、じゃあ、何か東京都の条例ではあるけれども、（発言する者あり）時間をあまり置かない形で、より密接に東京都と連携を取って、対応、指導していくという、今後、執行機関に強く申し入れて、陳情審査を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

では、本件の陳情につきましては、そのような形で、委員会としてまとめて、執行機関に申し入れる形で終了いたします。